

第 5226 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月18日 月曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

マイナンバー本人確認

Q：マイナンバー制度に伴い、本人確認が必要になるそうですが、どのような方法があるのですか？

A：国税庁のホームページで10の例が挙げられています。

【解説】

国税庁のホームページでは、本人確認の方法として次の10の具体例を示していますので、参考にしてください。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/pdf/kakunin.pdf>

- ①事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、個人番号カードの提示を受ける方法
- ②事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元(実在)確認書類として運転免許証などの写真表示のある書類の提示を受ける方法
- ③事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元(実在)確認書類として写真表示のない書類の提示を受ける方法
- ④個人番号の提供を依頼する書面を活用した本人確認
- ⑤社員カードのICチップを利用した身元(実在)確認
- ⑥知覚による身元(実在)確認
- ⑦メールにより個人番号の提供を受ける場合
- ⑧インターネットの専用ページによる場合
- ⑨社内ネットワークを利用する場合
- ⑩勤務先が従業員の遺族の代理人になる場合

